

令和6年度 保育所入所のしおり



■ 認定こども園そうべつ保育所

〒052-0101
壮瞥町字滝之町432番地9 そうべつ子どもセンター内
TEL: 0142-66-2452
メール: kosodate@town.sobetsu.lg.jp
ホームページ: <https://www.town.sobetsu.lg.jp>

保育所・子育て支援
情報については下
記の QR コードか
らも確認できます。



目 次

はじめに	2
保育目標	2
1 支給認定区分及び保育時間の区分について	3
2 保育所入所の基準	4
3 令和6年度保育所入所年齢早見表	5
4 対象年齢並びに定員	5
5 入所・退所・変更手続き	5
6 利用調整基準	7
7 保育料・副食費	9
8 保育日・休所日・1日の流れ・年間行事	11
9 登退所・欠席	12
10 給食・持ち物・連絡	13
11 保護者会	14
12 健康管理・保険	14
13 その他	14
おわりに	20
申込書類チェック表	21
こんなとき、どうしたら良いの？	21

【はじめに】

～ 保 護 者 の 皆 様 へ ～

このたび、大切なお子さんをお預かりすることとなりました。

保護者の手を離れ、集団生活に入りますので、何かと不安なことも多いと存じますが、保育所ではより良い環境を整え、お子さんの安全をはかり、日常生活に必要な生活習慣を身につけ、心身ともにたくましい子どもに育てたいと思っています。

そのために大切なことは、家庭と保育所が密接な連絡を取り合うことです。

私どもの保育により、一層の効果が得られますよう皆様のご協力をお願いします。

【保育目標】

保育所は次の目標に向けて、入所する全ての子どもの保育を行い、また、その保護者に対する援助に取り組んでいきます。

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 心身ともに豊かな子ども | (2) たくましい身体づくり |
| (3) 思いやりのある子ども | (4) 意欲を持つ子ども |
| (5) 自分で行動できる子ども | |



1 支給認定区分及び保育時間の区分について

認定こども園そうべつ保育所（以下「保育所」という。）は、保護者が日中に仕事・病気・介護などの理由により、家庭でお子さんを保育することができない場合に保護者に替わってお子さんを保育する施設です。

（１）支給認定区分

保育所の利用をするために、お子さんの年齢や世帯の状況に応じて３つの区分の「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象	保育の必要量
１号認定 （教育標準時間認定）	満３歳以上の小学校就学前の子どもで、２号認定以外の場合	—
２号認定 （満３歳以上・保育認定）	満３歳以上の小学校就学前の子どもで、「保育の必要性に係る事由」※に該当し、保育所を希望する場合	保育標準時間 または 保育短時間
３号認定 （満３歳未満・保育認定）	満３歳未満の子どもで、「保育の必要性に係る事由」※に該当し、保育を希望する場合	保育標準時間 または 保育短時間

※「保育の必要性に係る事由」については、２「保育所入所の基準」をご覧ください。

（２）保育時間の区分

保護者の就労等の状況により、保育所を利用できる時間（保育の必要量）が次のとおり区分されます。

保育時間区分	保育所利用可能時間	就労時間
保育標準時間 （２・３号認定）	最長１１時間／日 午前７時３０分～午後６時３０分まで	月１２０時間以上
保育短時間 （２・３号認定）	最長８時間／日 午前８時３０分～午後４時３０分まで	月４８時間以上１２０時間未満
教育標準時間 （１号認定）	午前８時３０分～午後１時００分まで	就労等の要件はありません

- ① 原則として保育が必要な時間帯での利用となりますので、仕事がない日（時間帯）は、できるだけお子さんと一緒に過ごしましょう。
- ② 保育所の開所時間は７時３０分～１８時３０分までです。
- ③ 保育短時間は８時３０分～１６時３０分までの認定になりますが、就労時間が、この時間帯を超えてしまう場合には、保育標準時間で認定することができます。
- ④ 教育標準時間と保育短時間は保育時間を延長することはできません。

2 保育所入所の基準

(1) 2号・3号認定（保育標準時間・保育短時間）

保育標準時間・保育短時間での預かり（以下「長時間保育」という。）は、保護者が就労・病気などのため、家庭で保育ができない理由を証明する書類の提出が必要です。

「集団生活を体験させたい」「教育の場として利用したい」などの理由については、保育が必要な事由に該当しません。

No	保育を必要とする事由	保育形態	利用できる期間
1	就労（予定も含む） ※月48時間以上の労働を常態とすること	保育標準時間 または 保育短時間	在職期間まで
2	妊娠・出産	保育標準時間	出産予定日の前8週から～後8週の月末まで
3	育児休業中に、既に保育所を利用している子どもの <u>継続利用</u> が必要であること ※育児休業中の新規入所は不可	保育短時間 または 教育時間	育児休業期間まで
4	疾病・負傷・障がい	保育標準時間 または 保育短時間	療養に要する期間 ※診断書に証明された期間まで
5	同居又は長期入院等をしている親族の介護または看護	保育標準時間	介護・看護を要する期間まで
6	災害復旧	保育標準時間 または 保育短時間	災害復旧に要する期間
7	求職活動	保育短時間	退職日の翌日から3ヶ月を経過する日の月末まで ※年度当初は、『利用開始日』から3ヶ月を経過する日の月末まで
8	就学・職業訓練	保育標準時間 または 保育短時間	就学期間・受講期間

※ 既に入所しているお子さんの保護者が『育児休業』を取得した場合には、教育標準時間又は保育短時間を保護者が選択できます。

※ 育児休業期間終了後に入所を希望する場合は、保育所の利用開始日の翌日から起算して10日以内に職場に復帰する必要があります。

※ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合は、保育が必要な事由に該当します。

※ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条に規定する配偶者からの暴力（DV）により、子どもの保育を行うことが困難である場合は、保育が必要な事由に該当します。

(2) 1号認定（教育標準時間）

1号認定（教育標準時間）の子どもの預かり（以下「短時間保育」という。）は、保護者の就労状況等に関わらず、給食終了後までお子さんを預かる保育です。また、保育は長時間保育のお子さんと一緒にいきますので、クラス・行事なども一緒になります。

3 令和6年度保育所入所年齢早見表

クラス		年齢	生年月日
未満児 クラス	つばみ組	0歳～1歳	令和5年4月2日～令和5年11月1日生
	ふたば組	1歳～2歳	令和4年4月2日～令和5年4月1日生
	さくら組	2歳～3歳	令和3年4月2日～令和4年4月1日生
以上児 クラス	ちゅうりっぷ組 (年少)	3歳～4歳	令和2年4月2日～令和3年4月1日生
	ひまわり組 (年中)	4歳～5歳	平成31年4月2日～令和2年4月1日生
	すみれ組 (年長)	5歳～6歳	平成30年4月2日～平成31年4月1日生

4 対象年齢並びに定員

保育時間	短時間保育 (1号認定)	長時間保育 (2号・3号認定)
対象年齢	3歳児～5歳児	生後6ヶ月(0歳児)～5歳児
定 員	10名	75名
備 考	未満児について、原則0歳児クラスは定員3名、1歳児クラスは定員6名、 2歳児クラスは定員12名です。 定員を超過して応募があった場合は、短時間保育児童は抽選、長時間保育児 童は所定の審査により決定します。 ※0歳児は生後5ヶ月に到達してから入所申込が可能です。 ※0歳児の随時受付の場合は、入所を希望する日の前月15日までに申請書 を提出してください。 ※クラスは4月2日時点の満年齢によります。	

5 入所・退所・変更手続き

(1) 入所手続き

① 受付期間 令和5年11月28日(火)～12月8日(金)

※上記期間後も随時受付しますが、定員を超えたときは、入所をお断りする場
合がありますことを申し添えます。

※在園児の継続入所も『現況届』の提出が必要です。(個別に案内します)

【新規申込に必要な書類】

ア) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(申込書)

イ) 保育の必要性を証明する書類【長時間保育のみ】

② 提出先 そうべつ保育所(月～金)

③ 入所説明会

参加は任意ですが、申請書受付の初日に説明会を開催しますので、お子さんと一緒
にご参加ください。

・日時: 11月28日(火) 午後7時から

・場所: そうべつ保育所

【保育の必要性を証明する書類】

No	保育を必要とする事由	提出書類
1	就労（予定も含む）	就労証明書
2	妊娠中又は出産後まもない方 産前産後休暇を取得している（予定の）方	母子保健手帳の写し ※母子手帳表紙と分娩予定日のページ 産前産後休暇取得証明書（勤務先から取得）
3	育児休業を取得している（する予定の）方	育児休業取得証明書（勤務先から取得）
4	疾病・負傷・障がいのある方	医師の診断書、障害者手帳の写し
5	同居又は長期入院等をしている親族を常時介護又は看護している方	医師等の意見書（看護のために保育できないことがわかる内容のもの） 介護認定結果通知書の写し 等
6	災害復旧に当たっている方	り災証明書の写し
7	求職活動中の方	求職活動申立書
8	就学の方	在学証明書の写し
9	職業訓練受講中の方	受講決定通知等の写し

※育児休暇：0-2 歳児クラス⇒一時退所をした場合、育児休暇明けに優先入所が可能
：3-5 歳児クラス⇒自営業の場合、保育の継続を要しない場合は教育時間

※副業をしている場合は、副業先の就労証明も提出してください。

（2）変更手続き

保護者の住所・氏名の変更、家族構成の変更（結婚・離婚・出産・親族との同居など）電話番号（携帯）等連絡先の変更、退職、就労時間などが変わった場合は、その都度、速やかに報告をお願いします。（用紙は保育所に備えてあります）

No	変更の内容	提出書類
1	会社を退職して教育時間に変更をする方	変更届・退所届・入所申請書（教育時間）
	会社を退職して新しい会社に就職する方	変更届・就労証明書
	職場の変更はないが勤務場所が変わる方	変更届・求職活動申立書
	会社を退職して求職活動をする方	変更届・求職活動申立書
	仕事を始めた為、教育時間から標準時間又は保育短時間に変更する方	変更届・退所届 入所申請書（標準時間又は保育短時間）
2	勤務時間の変更	変更届
3	出産して家族が増えた	変更届
4	住所が変わった	変更届
5	名字が変わった	変更届
6	疾病・負傷・障がいが出た場合	変更届・医師の診断書・障害者手帳の写し
7	就学・職業訓練中の方	変更届・受講決定通知書の写し

（3）退所手続き

- ① 退所を決められたら速やかに退所届けを提出してください。
- ② 次の場合は、退所届の提出がなくても、退所扱い、又は保育時間を変更（長時間保育から短時間保育へ）する場合がありますのでご注意ください。
ア）正当な事由がなく、児童が1ヶ月以上登所しないとき
イ）長時間保育の事由が消滅したことを確認したとき
⇒仕事を辞める、求職活動申し立て期間（3ヶ月）が経過した 等
- ③ 仕事を辞められた後も、保護者の求職活動を理由に長時間保育を継続させたい場合は、（3）の変更届と求職活動申立書を提出ください。ただし、本手続きにより継続できる期間は、退職日の翌日から3ヶ月を経過する日の月末までです。

6 利用調整基準

利用定員を上回る応募があった場合は、あらかじめ定めた利用調整基準に基づき、優先順位を決定します。

(1) 優先順位の決定方法

保育を必要とする事由やその状況に応じた「基本点数」及びその他の状況に応じた「調整点数」の合計点数の高い世帯の児童から優先順位を決定します。また、合計点数が同一の場合は、「同一点数時の順位表」により優先順位を決定します。

① 基本点数

壮瞥町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例に基づき、保育を必要とする事由に従い決定します。

- ・父母それぞれの基本点数を合算して世帯の基本点数とします。
- ・ひとり親世帯は、当該ひとり親の基本点数に「100点」を合算します。
- ・父母がいない場合は、その他の保護者の基本点数で決定します。

② 調整点数

①保育の代替手段、②世帯状況、③就労状況、④きょうだいの状況、⑤昨年度の保育状況に応じて加減点します。

③ 同一点数時の順位

基本点数と調整点数の合計が同一の世帯は、同一点数時の順位表の該当順により判断します。

【基本点数表】

事由	状況	点数	保育を必要とする理由・保護者の就労状況等
①就労		100	月実働160時間以上就労している。
		90	月実働140時間以上160時間未満就労している。
		80	月実働120時間以上140時間未満就労している。
		70	月実働100時間以上120時間未満就労している。
		60	月実働48時間以上100時間未満就労している。
②妊娠・出産		80	母が出産又は出産予定日の前後2か月の期間にあり、出産の休養を要する場合
③保護者の疾病・障がい等	疾病	100	入院又は入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合
		70	通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合
		50	疾病により保育に支障がある場合
	障がい	100	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aのいずれかの交付を受けていて保育が困難な場合
		80	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B・Cのいずれかの交付を受けていて保育が困難な場合
		60	身体障害者手帳の交付を受けていて保育が困難な場合
④同居親族等の看護・介護		100	常時看護（介護）が必要であり、月160時間以上の保育が困難である。（1日8時間以上かつ月20日以上完全看護が必要な場合）
		70	入院、通院、通所の付添いのため月100時間以上の保育が困難である。（1日5時間以上かつ月20日以上付添が必要な場合）
		50	入院、通院、通所の付添いのため月48時間以上の保育が困難である。（1日2時間以上かつ月12日以上付添が必要な場合）
⑤災害復旧		100	震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧にあたっている場合
⑥求職活動		30	求職中（就労先未定）である場合
⑦就学		80	職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合
		50	職業訓練校、専門学校、大学等に月48時間以上就学している場合
⑧虐待・DV		—	当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。
⑨育児継続利用		—	育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。
⑩その他		—	上記に類すると認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。

(注)

※父母が複数の事由に該当する場合は、各々の事由のうち基本点数の高い方を採用する。

※就労時間には休憩時間を含む。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断する。

※同居親族等の監護・介護は、介護サービス等が利用できる時間帯を除く。

※就労時間には通勤時間を含まない。

【調整点数表】

区 分	内 容	調整点数
①保育の代替手段	児童と同居の祖父母が65歳未満であり、保育を必要とする事由がない場合	-5
	育児休業後、復職時に申込みをする場合	20
②世帯状況	ひとり親世帯である場合	20
	ひとり親世帯であって、かつ求職中である場合	50
	生活保護世帯で、自立支援のため必要と認められる場合	30
	生活中心者の失業の場合（リストラ・事業所の倒産など本人の意に反した失業に限る。）	20
	児童本人が精神又は身体に障がい有している場合	10
	児童の日常生活において環境不良と認められる場合	10
③就労状況	父母のうちいずれかが単身赴任の場合	10
	通勤・通学時間が往復1時間以上の場合	10
④きょうだいの状況	既にきょうだいを利用中の保育施設等を希望する場合	10
	きょうだいが同時に申込みをする場合	5
	特定教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園等）に通所していない又は申込みをしない未就学の児童がいる場合	-10
⑤昨年度の保育状況	前年度通っていた保育所に継続入所を希望する場合	100
	同一認定こども園において、1号認定から2号認定に変更する場合	80
	前年度3月末日までに入所申し込みをしたが、いまだ待機している場合	50

【同一点数時の順位表】

順位	内 容
1	壮警町民である。（転入予定者を含む。）
2	基本点数が高い順
3	同居者なしのひとり親世帯又は生活保護世帯
4	同世帯に障がい者がいる場合
5	前年度市町村民税所得割の低い世帯

7 保育料・副食費

保育料、副食費（給食のおかず代等）は4月1日時点の年齢と、世帯の市町村民税額（住民税）により決定し、毎年9月に保育料、副食費の改定があります。4～8月分までは令和5年度市町村民税、9～3月分までは令和6年度市町村民税によりそれぞれ算定します。

令和6年4月	8月 9月	令和7年3月
令和4年度 市町村民税額	令和5年度 市町村民税額	

（1）幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が開始となり、次の①・②に該当するお子さんの保育料が無償となります。無償化の対象とならないお子さんは、これまで同様に保育料をお支払いいただきます。

- ① 3歳児～5歳児クラスの全てのお子さん。
- ② 0歳児～2歳児クラスまでの住民税非課税世帯のお子さん。

（2）副食費

保育所給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、保育所を利用される方も、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様にご負担いただくこととなります。

そうべつ保育所では、一律『4,500円』をご負担いただきますが、年収360万円未満相当世帯もしくは第3子以降のお子さんについては副食費の支払いが免除されます。

※第3子のカウントについては、保育料の算定方法と同じです。

（3）保育料、副食費の支払い方法

- ① 保育料等納入通知書は、毎月10日前後に保育所から保護者に配布しますので、該当月分を必ず納期までに金融機関等（伊達信用金庫・とうや湖農協・郵便局・各コンビニ、その他銀行など）でお支払いください。
- ② 保育料、副食費は口座振替が可能ですので、対象の金融機関（伊達信用金庫・とうや湖農協・郵便局のいずれか）で直接お手続きをお願いします。
- ③ 特別な事情がない限り、出欠にかかわらず、毎月分の保育料、副食費を納めていただきます。
- ④ 月の途中で入退所する場合は、保育日数によって保育料、副食費が異なりますので、速やかに必要書類をご提出ください。
 - ・長時間保育：保育料、副食費×実際の登所日数÷25（開所日数）
 - ・短時間保育：保育料、副食費×実際の登所日数÷20（開所日数）

（4）保育料の決定方法

- ① 保育料の算定にあたり、長時間保育は兄弟が一緒に入所する場合（小学校就学前児童）は2子目が半額、3子以降が無料です。短時間保育は小学校3年生までの兄弟を第1子と認定し、2子目以降は同様です。

ただし、『副食費』については、一律のご負担となり、兄弟による減額は行いませんのでご了承ください。

- ② 北海道では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の軽減支援事業を実施しています。対象となる方は、次の2つの要件を全て満たす世帯となります。

【対象要件】

- ・世帯の市町村民税所得割額合算額が169,000円未満
- ・3歳未満かつ第2子以降のお子さん

③ 保育料及び副食費の月額徴収基準額は次のとおりです。
【長時間保育（２・３号認定）】

階層 区分	定 義		徴収金基準月額（単位：円）			
			３歳未満児		３歳以上児	
			保育標準時間	保 育 短 時 間	保育標準時間	保 育 短 時 間
第1	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
第3	市町村民税 所得割額	48,600円未満	15,600	15,300	0	0
第4-A		48,600円以上 57,700円未満	24,000	23,600	0	0
第4-B		57,700円以上 77,101円未満	24,000	23,600	4,500	4,500
第4-C		77,101円以上 97,000円以下	24,000	23,600	4,500	4,500
第5		97,000円以上 169,000円未満	31,100	30,600	4,500	4,500
第6		169,000円以上 301,000円未満	42,700	42,000	4,500	4,500
第7		301,000円以上	56,000	55,000	4,500	4,500

【短時間保育（１号認定）】

階層 区分	定 義	徴収金基準月額 （単位：円）
第1	生活保護法による被保護世帯	0
第2	市町村民税非課税世帯	0
第3	市町村民税所得割額	77,101円未満
第4		77,101円以上 97,000円未満
第5		97,000円以上 169,000円未満
第6		169,000円以上 301,000円未満
第7		301,000円以上



8 保育日・休所日・1日の流れ・年間行事

(1) 保育日

- ・保育標準時間・保育短時間：月曜日～土曜日
 ※土曜日保育を利用する場合は、必ず調査票に記入し、期日までにご提出ください。
 ※土曜日は、合同保育となります。
 ※育児休業中の方やお仕事がお休みの方は、土曜日利用はできません。
- ・短時間保育（教育標準時間）：月曜日～金曜日

(2) 休所日

- 日曜日・祝祭日、12月31日～1月5日、その他（町長が必要と認めたとき）
 ※短時間保育のお子さんは、土曜日・お盆時期・卒園式以降は休所となります。
 ※3月31日は、新年度の入所準備のため休所となります。

(3) 保育希望の事前確認（保育標準時間・保育短時間）

お盆時期と卒園式以降は、保育希望の事前確認を行います。

(4) 1日の流れ

	0～2歳児	3～5歳児	短時間3～5歳児	
7:30	開 所	開 所		合同 保 育
8:00				
8:30	登所・視診・遊び	登所・視診・遊び	登所・視診・遊び	
9:00	おやつ 0歳月齢により午前寝			
10:00	保 育	保 育	保 育	保 育 の 基 本 時 間
11:00				
11:30	給食準備・給食			
12:00	午睡準備	給食準備・給食	給食準備・給食	
12:30	午 睡	午睡準備	降所準備・降所	
13:00		午 睡		
15:00	おやつ	おやつ		
15:30				
16:00	お迎え順に降所	お迎え順に降所		
16:30				
18:30	閉 所	閉 所		合同 保 育

(5) 主な年間行事予定

- 4月 対面式
 - 5月 こどもの日
 - 6月 春の遠足、歯科検診
 - 7月 セタまつり、年長組遠足
 - 9月 運動会、内科検診、
 - 10月 秋の遠足、保育参観・個別面談（3～5歳児）、園外避難訓練、
水害・土砂災害避難訓練
 - 11月 防災訓練、パンの日（11月～3月）
 - 12月 クリスマス会
 - 2月 公開保育、内科検診
 - 3月 おひなまつり、卒園式
 - 毎月 おたんじょう会、身体測定、避難訓練、おにぎりの日（8月を除く）
- ※令和6年度の行事については決定次第、改めてお知らせします。

9 登降所・欠席

(1) 登降所

- ① 保育所開所時間は午前7時30分～午後6時30分までですが、基本受け入れ時間は午前8時30分からです。
※午前8時30分より前の登所は、仕事の関係で必要な方のみの利用となります。
- ② 長時間保育、短時間保育ともに午前9時00分までに登所してください。
- ③ 降所時間は、原則として次のとおりです。
 - ・短時間保育 ⇒ 午後1時00分まで
 - ・長時間保育 ⇒ 午後4時30分までを基本とし、仕事が終わる次第速やかにお迎えをお願いします。
- ④ 長時間保育利用の方が、通院等、仕事以外の理由で平日に保育所を利用される場合は、原則午後4時30分までにお迎えにきてください。
- ⑤ 長時間保育利用の方で土曜日に仕事が休みの場合は、保育所の利用はできません。
土曜日仕事があり、保育所を利用される場合は、前月3週目金曜日までに1ヵ月分の保育希望日を提出してください。
- ⑥ 保育所では児童の安全を守るため、保護者による送迎を原則としています。ただし、保護者が送迎できない場合は、保護者に代わる20歳以上の大人の方の送迎をお願いします。その場合、必ず保護者の方から代理の方のお名前をご連絡ください。
※連絡が無い場合は、誘拐、事故、DV被害等を防止する観点から、お子さんの引き渡しは原則行いません。
※朝は玄関で視診をしている保育士の所まで、必ず保護者が一緒に送ってください。
- ⑦ 登所した際、お子さんの気になること、体調で気になることがありましたら、玄関で受け入れをしている職員又は担任にお伝えください。
- ⑧ 検温の結果について、次のとおり記入をお願いします。
 - ・0～1歳児 ⇒ 連絡帳
 - ・2歳児 ⇒ 保育室の検温表
 - ・3～5歳児 ⇒ 保育所玄関の検温表
- ⑨ 登降所時の駐車場は、車の出入りが多く大変危険ですので、児童から目を離さないよう必ず一緒に行動してください。駐車場の利用については白線内の停車等、事故防止の観点から譲り合って利用をお願いします。
駐車は、車の頭をセンター側に向けて駐車し、反時計回りで入退場をしてください。

(2) 欠 席

- ① 保育所を欠席する時や登所時間より遅くなる場合には、**必ず9時までに欠席理由と登所時間を連絡をください。**予定より早いお迎えの際もご連絡ください。
- ② 子どもの生活リズムを崩さないため、午睡時間帯のお迎えは避けてください。
- ③ 正当な事由がなく1月以上出席しないときは、壮瞥町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例施行規則に基づき、退所となります。

10 給食・持ち物・連絡

(1) 給 食

- ① 0～2歳児クラスは完全給食です。
3～5歳児クラスは副食のみの給食ですので、主食をご持参ください。
- ② 「おにぎりの日」が月1回（8月を除く）ありますので、3～5歳児クラスのお子さんは、おにぎりをご持参ください。
- ③ 11月～3月まで「パンの日」が月1回ありますので、3～5歳児クラスのお子さんは、パンをご持参ください。
- ④ 持参するおにぎり・パン（行事食）の種類等は、お手紙等でお知らせします。
- ⑤ 0～2歳児クラスは午前と午後、3～5歳児クラスは午後におやつがです。
- ⑥ 朝食は、規則正しく、毎朝食べてから登所してください。

(2) 食物アレルギー（別紙『保育所におけるアレルギー対応食について』参照）

- ① 保育所では、食物アレルギーがあり、ご家庭で食事制限を行っているお子さんに対し、医師の診断に基づいて、除去食又は代替食を提供します。
- ② 保育所でアレルギー対応ができる食品は、事故を防止することを目的として、「鶏卵」「牛乳・乳製品」のみとしています。
- ③ 入所後にアレルギーを発症した場合は、必ずご連絡をお願いします。アレルギー対応を開始するまでの間、弁当の持参をお願いすることもあります。また、症状が重い場合や、集団給食の対応が困難な場合は、弁当対応となる場合もあります。
※医師の診断により、今後の保育について相談させていただく場合があります。
- ④ **医学的根拠のない除去は、どんな場合でも対応できませんのでご了承ください。**
- ⑤ つぼみ組（0歳児）で食物アレルギーがある場合は、受け入れを控えます。
※入所後に食物アレルギーを発症した場合は、退所して頂くことになります。
- ⑥ ふたば組（1歳児）で食物アレルギーがある場合は、離乳食を完了したお子さんからの受け入れとなります。
※アナフィラキシーショックにより、エピペンや内服薬の処方を受けている児童の受け入れは、保育所の施設整備・職員体制等整っていないため、原則行っておりませんが、ご相談ください。また、入所後にエピペンや内服薬の処方を受けるようになった場合は、今後の保育についてご相談させていただきます。
- ⑦ アレルギー対応については、次の書類を提出いただいた後に面談を行い決定します。
 - ・「生活管理指導表」（医師の診断と指導に基づく書類）
 - ・「食物アレルギーチェック表」（医師の診断と指導に基づく書類）
 - ・「食物アレルギーに関する調査票」（保護者）

(3) 持ち物

各年齢（クラス）毎の、持ち物の**詳細はP16～P20**をご参照ください。

(4) 連 絡

「おたより」・「月別給食献立表」や、その他の連絡文書をお子さんのカバンの中に入れますので、帰宅後は毎日かばんの中の確認をお願いします。

11 保護者会

保育所には『子ぐまクラブ』があり、交通安全教育の活動を行っています。

12 健康管理・保険

(1) 健康管理

- ① 保育所では次の検診等を行っています。
 - ア) 年2回、嘱託医による内科検診
 - イ) 年1回、嘱託医による歯科検診
 - ウ) 毎月1回、身体測定
- ② 上記の他にも、集団生活上、毎日、保育士による健康観察を行いますが、異常を認めた場合は直ちに連絡しますので、速やかに迎えをお願いします。
- ③ 感染性の病気にかかった時は、医師の登所許可を得るまで、また、体調や食欲が戻り通常の保育所生活が出来るまでは休所し、必ず保育所にご連絡ください。
また、眼病又は皮膚病などの場合、周囲の子どもに影響があると思われる場合は、休所していただく場合があります。
- ④ 登所の前夜に熱を出したり、当日の朝に異常が感じられる場合は、無理をさせずに休所し、早めに医師の診断を受けるように特にお願ひします。
※保育所は集団保育を原則としてますので、体調等に不安がある場合は、ご家庭で休養させてください。
- ⑤ 一時的に給食の除去が必要と診断を受けた場合は、任意の診断書を提出して下さい。
- ⑥ そうべつ保育所では、「病児保育」を行っておりませんので、薬などの投与は行いません。病気の場合は、できるだけご家庭で休養させるようにしてください。
- ⑦ ホクナリンテープと絆創膏をつけてきた日は、誤飲事故を防止するため、必ず職員に伝えて下さい。
- ⑧ 予防接種などを受ける場合は、副反応が起こることがありますので、保育終了後に接種してください。また、予防接種を受けた際は、職員にお知らせください。
- ⑨ 保育所内で万一事故などが起きた場合は、「入所児童の生命および身体を保護する」ことを目的として、救急医療機関等への移送を前提とした対応をとる場合があります。
また、救急医療機関へ行く場合は、保護者の方にも同行していただくことになりますので、ご承知おきください。
- ⑩ 歯の健康保持増進を図ることを目的とし、年中児年長児クラスの希望者のみフッ化物（フッ化ナトリウム水溶液）洗口を月～金曜日に行っています。

(2) 保険

- ① 保育所では、保育中や通常の経路方法による登降所中の児童の災害（負傷・疾病など）に対し、医療費・障害児見舞金などが支給される保険等に加入しています。

13 その他

(1) 個別面談

入所前及び10月に、担任保育士による個別面談を行います。

- ・入所前個別面談～新入児・アレルギーのあるお子さん・障がい児保育・希望者
※新入児の場合は必ずお子さんと一緒にご参加ください。
- ・10月個別面談～3歳児～5歳児の全員
0歳児～2歳児の希望者

(2) ならし保育

- ① お子さんが新しい環境に慣れ、安心して過ごせるように「ならし保育」(保育時間が少しずつ長くなります)を行っています。
- ② ならし保育は5日間程度と考えておりますが、お子さんの状況により期間が変更になる場合もあります。親子面談で担任と相談してください。
- ③ ならし保育期間中の受け入れ時間は、基本保育 8:30～の対応となります。
基本：1日目 10:30 まで 2日目 11:30 まで 3日目 12:30 まで
4日目 15:30 まで 5日目 16:00 まで

(3) 障がい児保育

- ① そうべつ子どもセンターにおける障がい児保育実施要綱(平成 22 年 10 月 1 日要綱第 13 号)に基づき、障がい児保育を行っています。
- ② 希望する保護者の方は、一定の手続きや審査が必要ですので、お早めにご相談ください。障がいや特性の程度、配置可能な保育士数の状況などによっては、受け入れができない場合があります。
- ③ 障がい児保育認定児童以外で集団保育が困難な場合は、今後の保育についてご相談させていただきます。
- ④ 障がい児保育を希望される方には、保育所から『児童の生活状況等報告書』をお渡ししますので、必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

(4) 児童虐待への対応

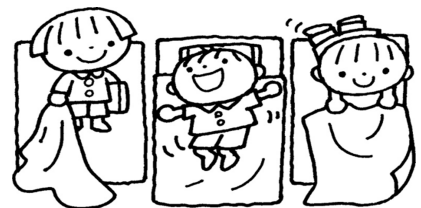
保育所(児童福祉施設)は、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 5 条により、児童虐待の早期発見に努めなければならないため、お子さんに傷や痣が確認された場合には、保護者又は子どもに聞き取りを行います。傷や痣の原因が暴力等によるものと疑われる場合には、速やかに町に通告しますのでご了承ください。

(5) 家庭での保育

長時間保育、短時間保育にかかわらず、お仕事が休みなどで保護者の方が在宅の場合は、できるだけ子どもと一緒に家庭でお過ごしください。皆さまのご協力をお願いします。

(6) 布団等の管理

- ① 布団一式は、2週間に 1 回持ち帰り、洗濯をし、保護者の方が休み明けに布団部屋に戻してください。
- ② 退所する際は、貸し出しました敷布団をクリーニングして返却してください。



(7) 用意する物について

- ① **全園児共通**
 - ・持ち物すべてに必ず大きくわかりやすい場所に名前をつけてください。
 - ・衣服についてはファッション性重視ではなく、安全性・機能性・伸縮性があり着脱が簡単で活動しやすい服、汗の吸収がしやすい服を着せてください。
(スカート・スカート付きズボン・フリルの付いている服・必要以上に長い服・髪飾り・ヘアピン・シュシュは不可。髪を縛るときは切れづらいゴムにしてください)
 - ・キーホルダーやバッジ、お守り等を、衣類や通園バックにつけることはできません。
 - ・「保」と書いてある衣服は保育所のもので、借りた衣服やオムツは早めに返却してください。

② 0歳児（つぼみ組）・1歳児（ふたば組）・2歳児（さくら組）

〈毎日の持ち物〉

帽 子 （つぼみ・ふたば組）	季節に合わせた帽子を用意し、ゴムのあごひもを付けてください。 ※麦わら帽子は破損のおそれがあるため不可
帽 子 （さくら組）	春夏秋 「そうきたか！そうべつ！！ひろめ隊」より、帽子が支給されます。
	冬 防寒用の物を用意してください。
	※登所の際、かぶってきてください。 ※冬の帽子は天候を見て保護者の方で切り替えてください。
エプロン	3枚程度用意してください。 ※2歳児（さくら組）は不要
よだれかけ	必要なお子さんのみ用意してください。 ※2歳児（さくら組）は不要
おしぼり（口ふきタオル）	1日3枚乾いたおしぼりを用意してください。 使用後は持ち帰りますので、翌日持って来てください。
コップ	大きさや素材等はお子さんが使いやすく、軽い物で落としても割れない物、持ち手が付いている物を用意してください。 コップは袋に入れて持ってきてください。
オムツ	4, 5枚程度用意してください（毎日補充してください）。
おしりふき	1パック用意してください（少なくなりましたら補充してください）。 パッケージに名前を書いてください。ケースは必要ありません。
汚れてもよい シャツ・パンツ・タオル	絵の具遊びや、水・泥遊びの時に体を拭くため使用します。 ※必ず袋（ビニール袋等）に入れてください。 ※着替えやタオルは持ち帰りましたら必ず補充してください。 ※オムツの場合はパンツは不要です。
手提げ袋	保護者の方が連絡帳や着替えを入れられる大きさのもの。
通園バック （さくら組）	子どもが扱える物にしてください。基本は、肩から掛けられる物としていますが、リュック等も自分で扱えるのであれば、使用可です。 ※大きすぎると、周囲の物にひっかかったり、怪我の原因になりますので、お道具箱に入る大きさにしてください。
外 靴	歩けるようになったら運動しやすい靴を用意してください。 ※紐靴は不可。 ※室内は裸足保育なので、上靴は必要ありません。
汚れ物袋	汚れ物を持ち帰る為のビニール袋やレジ袋を毎日使う枚数（3～4枚程度）用意し、少なくなりましたら補充してください。 ※全てに油性マジックで名前を書いてください。

〈服装について〉

着替え	個人のかごの中に入れて保管します。3着程度用意してください。 ※汚れて持ち帰った場合は必ず補充してください
スモック （さくら組）	絵の具を使う時や制作の時に着用します。

〈冬季について〉

防寒着	着脱や遊びの面でも、ジャンプスーツ（上下がつながっているもの）が好ましいです。 ※かけひもをつけてください。 ※つぼみ組は、お子さんの成長に合わせて担任とご相談ください。
帽子	耳掛けなど、帽子に付属品がついてる場合は取り外してください。 帽子から紐が下がっているタイプの物は首にからまる、遊具にひっかかる等の事故にもつながるので避けてください。
外靴	冬用の <u>ゴム長靴</u> にしてください。 スパイクのついた物、スノートレー、ファッションブーツ、丈の短い物は使用できません。
手袋	手首のところが長い手袋にしてください。 両手袋をひもでつなげて、ジャンパーの袖に通してください。
きゃはん	ナイロン製の物にし、雪が積もったら家庭でつけてきてください。

〈午睡用寝具について〉

敷布団	保育所で用意しますが、ご家庭の物を使用する場合は、面談の時に担任にお伝えください。敷布団のカバーをご家庭で用意してください。 ※敷布団は面談の時にお渡しします。次年度入所決定された方は、引き続き使用してください。 ※卒園、退所の際はクリーニングをしてお返しください。
掛け布団	掛け布団にカバーと襟ふをつけてください。 カバーは布団がずれないよう四隅を紐でとめる又は縫うなどしてください（安全ピンは不可）。 夏季はバスタオルを使用しますので、用意してください。
枕	枕が必要なお子さんのみ、タオルで枕カバーをつけてください。 枕を使用していないおさんは、汗取り用のタオルを用意ください。
風呂敷	午睡時に脱いだ衣服をしまいます。縮み地は不可。 毎週末持ち帰り、洗濯をして、月曜日に持ってきてください。
パジャマ	毎週末持ち帰り、洗濯をして、月曜日に持ってきてください。 ※つぼみ組～パジャマは不要です。 ※ふたば組～上着とズボンが分かれていれば、どんなものでもかまいません。 ※さくら組～大きめの前ボタンで上着とズボンが分かれている物にしてください。スナップは不可
寝具の洗濯	2週に1回、家庭に持ち帰ります。 洗濯、日干しをして、次の月曜日に所定の場所に置いてください。 ※用意する物の見本は保育所にあります。入所してから午睡が始まるまでに時間がありますので、面談の際に見本をごらんください。

〈その他〉

ジャンパーには、必ずかけひもをつけてください。



③ 3歳児（ちゅうりっぷ組）・4歳児（ひまわり組）・5歳児（すみれ組）

〈毎日の持ち物〉

帽 子	春 夏 秋	「そうきたか！そうべつ！！ひろめ隊」より、帽子が支給されます。
	冬	防寒用の物を用意してください。
		※登所の際、かぶってきてください。 ※冬の帽子は天候を見て保護者の方で切り替えてください。
汚れてもよい シャツ・パ ンツ・タオル		絵の具遊びや、水・泥遊びの時に使用します。 ※必ず袋（ビニール袋等）に入れてください。 ※着替えやタオルは持ち帰りましたら必ず補充してください。 ※オムツの場合は、パンツは不要です。
通園バック		子どもが扱える物にしてください。基本は、肩から掛けられる物としていますが、リュック等も自分で扱えるのであれば、使用可です。 ※大きすぎると、周囲の物にひっかかったり、怪我の原因になりますので、お道具箱に入る大きさにしてください。
おたより帳		保育所で用意し、面談の時に渡しますので、保護者の記入欄がありますので、記載をお願いします。
お弁当箱		3歳以上児は、白米を入れてハンカチに包み持ってきてください。 温蔵庫で温めますので、熱に強いステンレス製又はアルミ製を用意してください。
箸		木製の箸・スプーン・フォーク等、家庭で使っているものを持ってきてください。
箸箱		スライド式の物にしてください。
外 靴		自分で履きやすく運動しやすい靴にしてください。紐靴は不可。 室内は裸足なので、上靴は必要ありません。
汚れ物袋		汚れ物を持ち帰る為のビニール袋やレジ袋を毎日使う枚数（3～4枚程度）用意し、少なくなりましたら補充してください。 ※ちゅうりっぷ組～全てに油性マジックで名前を書いてください。 ※ひまわり組・すみれ組～名前はいりません。

〈月1回の持ち物〉

おにぎり～毎月1回おにぎりの日があります（8月はありません）。
パン～月1回パンの日があります（11月～3月）。
※おにぎりの日・パンの日は、おたより・献立表で日程を確認してください。



〈服装について〉

着替え	着替え用ボックスの中に入れて保管します。 個人に合わせて用意してください（2～3替わり程度）。 ※汚れて持ち帰った場合は必ず補充してください。
オムツと おしりふき	オムツを使用しているお子さんは、オムツとおしりふきを持ってきてください。（オムツは各枚、おしりふきはパッケージに名前を書いてください。ケースは必要ありません。） ※残り枚数が少なくなりましたら、補充してください。

スモック	絵の具を使うときや製作のときに着用します。
短パン	伸縮性のあるジャージなどの半ズボン（膝より短いもの）を用意してください。 ウエストはゴムにしてください。 リズム遊びや体育遊びの時に着用します。一年通して使います。

〈夏 季〉

プール用品の準備について（ひまわり組・すみれ組のみ）

水着	男の子	ウエストにゴムが入っているもの。 紐が入っている場合はとって、ゴムを入れてください。
	女の子	水に入るとゆるめになり、肩紐がさがりやすくなります。 肩紐を少しきつめにしておくのが好ましいです。
水泳帽子（メッシュタイプ） タオル（手ぬぐいの大きさ）		
ビーチバック （ビニール製）	使用後は家庭に持ち帰り、洗濯をして翌日必ず持ってきてください。 水中めがねは必要ありません。 持ち物には油性マジックで必ず名前をつけてください。 濡れた物を入れるので水がしみる素材のものは避けて下さい。	

〈冬 季〉

防寒着	ちゅうりっぷ組については、着脱や遊びの面でも、ジャンプスーツ（上下がつながっているもの）が好ましいです。 ひまわり組とすみれ組は、子どもが自分で着脱できるものであれば自由です。
帽子	耳掛けなど、帽子に付属品がついてる場合は取り外して下さい。 帽子から紐が下がっているタイプの物は首にからまる、遊具にひっかかる等の事故にもつながるので避けてください。
外靴	冬用の <u>ゴム長靴</u> にしてください。スパイクのついた物、スノートレー、ファッションブーツ、丈の短い物は不可。
手袋	手首のところが長い手袋にしてください。 両手袋をひもでつなげて、ジャンパーの袖に通してください。
きゃはん	ナイロン製の物にし、雪が積もったら家庭でつけてきてください。
その他	マフラーは安全性を考慮し、使用しません。

〈午睡用寝具について〉

敷布団	保育所で用意しますが、ご家庭の物を使用する場合は、面談の時に担任にお伝えください。敷布団のカバーをご家庭で用意してください。 ※敷布団は面談の時にお渡しします。次年度入所決定された方は、引き続き使用してください。 ※卒園、退所の際はクリーニングをしてお返しください。
-----	---

掛け布団	掛け布団にカバーと襟ふを用意してください。カバーは布団がずれないように四隅を紐でとめる又は縫うなどしてください（安全ピン不可）。 夏季はバスタオルを使用しますので、用意してください。
枕	必要なお子さんは、タオルで枕カバーをつけてください。 必要のないお子さんは、汗取り用のタオルを用意してください。
風呂敷	午睡時に脱いだ衣服をしまいます。縮み地の物は不可。 布団の持ち帰りの時に一緒に持ち帰り、洗濯をして、月曜日に持ってきてください。
寝具の洗濯	全クラス2週に1回、家庭に持ち帰ります。持ち帰る日は玄関の掲示で確認し、次の月曜日に所定の場所に置いてください。 ※用意する物の見本は保育所にあります。平常保育までに時間がありますので、面談の際、保育所の見本をごらんください。

おわりに

～家庭と保育所の連携～

保育所で過ごす時間は長時間です。保育所での生活が長くなればなるほど、それだけ親子で過ごす時間が少なくなります。

子どもの情緒の安定は、親と子の心身のふれあいから生まれます。

一日のうちに、一緒にいる時間を必ずつくるように配慮しましょう。

このことは、子どもの心の安定をはかり、保育所生活もスムーズに過ごせる基礎となります。また、子どもにとって必要な生活経験は、保育所と家庭が連携してはじめて身についていくものです。

子どもの動きや変化に気づき、心を配り、保護者の皆さんと話し合いながら心身ともに健康なお子さんに育つよう、職員一同、努力してまいりますのでご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

申込書類チェック表

- ☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書【新入児】
- ☐ 現況届 兼 施設利用申込書【在園児】
- ☐ 保育の必要性を証明する書類（長時間保育のみ）

こんなとき、どうしたら良いの？

どこに相談したら良いかわからない・・・

- ① 子育て・育児の悩みについて
- ② 児童相談所などの専門機関への相談について
- ③ 子どもの医療費、児童手当について
- ④ 児童虐待について
- ⑤ ひとり親家庭等への支援について

⇒ 子育て支援係（☎66-2452）

- ① 子どもの健康、栄養、発達について
- ② 予防接種などの検診について

⇒ 健康づくり係（☎66-2340）

- ① 小学校への就学に関すること

⇒ 教育委員会（☎66-2131）

～些細な事でも、お気軽にご相談ください～

